

郡山市介護保険高額介護サービス費受領委任払実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条第1項に規定する介護保険高額介護サービス費（以下「高額介護サービス費」という。）の支払の特例（以下「高額介護サービス費受領委任払」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(高額介護サービス費受領委任払)

第2条 高額介護サービス費受領委任払とは、法第8条第25項に規定する介護保険施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条第26項に規定する介護療養型医療施設を含む。以下「介護保険施設」という。）で法第48条第1項（旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設にあっては旧法第48条第1項）に規定する施設サービス（以下「施設サービス」という。）を利用している被保険者で、法第51条に規定する高額介護サービス費の支給を受けることができる者が、当該施設サービスに要した費用に係る高額介護サービス費の受領の権限を当該被保険者が入所又は入院する当該介護保険施設に委任することをいう。

(手続)

第3条 高額介護サービス費受領委任払の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、郡山市介護保険高額介護サービス費受領委任払認定申請書（第1号様式。以下「受領委任払認定申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請者から前項に規定する受領委任払認定申請書が提出されたときは、これを審査し、郡山市高額介護サービス費受領委任払決定通知書（第2号様式）をもって、高額介護サービス費受領委任払の適用を決定するものとする。

3 利用者は、前項の高額介護サービス費受領委任払の適用を決定されたときは、郡山市介護保険規則（平成12年郡山市規則第39号）第33条に規定する郡山市介護保険高額介護サービス費等支給申請書、並びに委任状（申請者がもつ高額介護サービス費の受領の権限を当該申請者が入所又は入院している介護保険施設へ委任する旨を記載した文書をいう。）を市長に提出するものとする。

（支払）

第4条 市長は、福島県国民健康保険団体連合会で審査決定された施設介護サービス費の支給額に基づき、利用者に係る高額介護サービス費の支給を決定したときは、前条第1項の受領委任払認定申請書及び郡山市介護保険高額介護サービス費等支給申請書を照合のうえ、当該施設介護サービス費に係る介護保険施設に郡山市介護保険高額介護サービス費受領委任払通知書（第3号様式）で通知するとともに、当該高額介護サービス費を当該介護保険施設に支払うものとする。

（適用除外）

第5条 高額介護サービス費受領委任払は、交通事故等の第三者行為による給付と認められるときは、適用しないものとする。

（協定）

第6条 この要領の円滑な実施を図るために、必要に応じ郡山市と介護保険施設との間で協定を締結するものとする。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年2月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

年 月 日

様

郡山市長

郡山市介護保険高額介護サービス費受領委任払決定通知書

高額介護サービス費受領委任払いについて、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		
被保険者名		
生年月日		
自己負担上限額		円
高額介護サービス費受領委任払	承認 不承認	()

※1 高額介護サービス費の金額は、サービスを受けた月の2月後以降でないと決定されないために、この自己負担上限額はあくまでも予定の金額です。

※2 年度途中で市民税(住民税)額が更正された場合は、自己負担上限額が変更になる場合がありますので、介護保険課に連絡してください。自己負担上限額が変更になった場合は、遡って高額介護サービス費の変更を行います。

年 月 日

様

郡山市長

郡山市介護保険高額介護サービス費受領委任払通知書

高額介護サービス費受領委任払の額(施設入金分)について、次のとおり決定しましたので通知します。

支払予定日 年 月 日

整理 番号	被保険者番号	被保険者氏名	利用月	金額(円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
	合 計	件		